

経済産業省

20230301 中庁第 8 号

令和 5 年 3 月 9 日

全国中小企業団体中央会

会長 森 洋 殿

中小企業庁長官 角野 然生



政治的中立の保持について

上記の件について、昭和38年2月18日付け38企庁第144号（別紙参照）をもって通商産業事務次官から通達したところですが、統一地方選挙を控え、政治的中立の保持に関する法の趣旨を尊重され、その遵守に遺漏なきを期するとともに、各所属団体に対し、その周知徹底を図られるよう、重ねて要望いたします。

(別紙 2)

38 企庁第 144 号

昭和 38 年 2 月 18 日

全国中小企業団体中央会

会長 藤原 楠之助 殿

通商産業事務次官 松尾 金蔵

政治的中立の保持について(通達)

貴団体の運営にあつては貴団体の構成員である商工組合、協同組合に関し中小企業団体の組織に関する法律第七条第三項及び中小企業等協同組合法第五条第三項に「組合は、特定の政党のために利用してはならない」と規定されていることにかんがみ、今後とも法の趣旨を十分に尊重して慎重かつ万全の配慮を払うとともに傘下各団体に対しその周知徹底を図られるよう特に要望します。